

令和2年第9回住田町議会定例会会議録

議事日程（第4号）

令和2年9月18日（金）午前10時開議

- 日程第 1 議案第15号
住田町コミュニティバスの設置及び運行に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 議案第16号
令和2年度住田町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第 3 議案第12号
住田町固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて
- 日程第 4 議案第13号
住田町固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて
- 日程第 5 議案第14号
教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 日程第 6 諮問第1号
人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについて
- 日程第 7 諮問第2号
人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについて
- 日程第 8 諮問第3号
人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについて
- 日程第 9 認定第1号
令和元年度住田町一般会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会）
- 日程第10 認定第2号
令和元年度住田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会）
- 日程第11 認定第3号
令和元年度住田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会）
- 日程第12 認定第4号

令和元年度住田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会）

日程第13 認定第5号

令和元年度住田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会）

日程第14 認定第6号

令和元年度住田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会）

日程第15 発議第1号

認定第1号令和元年度住田町一般会計歳入歳出決算の認定についてに対する付帯決議について

日程第16 閉会中の継続審査申出

請願第2号

緊急経済対策に消費税率5%への引き下げを求める意見書の提出を求める請願

日程第17 請願審査報告

請願第3号

安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる少人数学級の実現を求める請願

日程第18 発議第2号

少人数学級の実現を求める意見書

日程第19 発議第3号

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1番 水野正勝君

2番 荻原勝君

3番 佐々木初雄君

4番 佐々木信一君

5番 佐々木春一君

6番 村上薫君

7番 阿部 祐一 君

8番 林 崎 幸 正 君

9番 菊 池 孝 君

10番 高 橋 靖 君

11番 菅 野 浩 正 君

12番 瀧 本 正 徳 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 神 田 謙 一 君 教 育 長 菊 池 宏 君

副 町 長 横 澤 孝 君 総 務 課 長
兼 選 挙 管 理 山 田 研 君
委 員 会 書 記 長

税 務 課 長 兼 佐 藤 修 君 企 画 財 政 課 長 菅 野 享 一 君
会 計 管 理 者

町 民 生 活 課 長 紺 野 勝 利 君 保 健 福 祉 課 長
兼 地 域 包 括 支 佐 々 木 光 彦 君
援 セ ン タ ー 長

建 設 課 長 佐 々 木 真 君 農 政 課 長 兼
農 業 委 員 会 横 澤 則 子 君
事 務 局 長

林 政 課 長 千 葉 純 也 君 教 育 次 長 伊 藤 豊 彦 君

事務局職員出席者

議会事務局長 松 田 英 明 係 長 高 橋 京 美

開議 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（瀧本正徳君） おはようございます。ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（瀧本正徳君） これから、諸般の報告をします。

職員に朗読させます。

○議会事務局長（松田英明君） 議会の諸般報告

〔事務局長朗読〕

○議長（瀧本正徳君） これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第1 議案第15号

○議長（瀧本正徳君） 日程第1、議案第15号 住田町コミュニティバスの設置及び運行に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、紺野勝利君。

○町民生活課長（紺野勝利君） 議案第15号 住田町コミュニティバスの設置及び運行に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の改正は、岩手県交通株式会社が運行する中井線の廃止に対応し、役場と大股中井間の運行路線を新設することから、所要の改正をしようとするものです。

それでは、対照表により御説明いたします。

第4条に規定するコミュニティバスの運行路線名及び運行系統の別表1に、新設する役場中井線の運行路線名、運行系統、運行距離を加え、第5条に規定するコミュニティバスの停

留所の別表2に、新設する役場中井線の運行路線名及び停留所を加え、第8条に規定するコミュニティバスの運賃の別表3に、(1)川口上有住駅線運賃表の次に、(2)役場中井線運賃表を加え、以下を1号ずつ繰り下げるものです。

役場中井線運賃表は、表中の文字が小さいため、3ページに拡大したものを添付しておりますので、御確認ください。

附則として、この条例は、令和2年10月1日から施行しようとするものであります。

以上、説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

2番、荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） 1点伺います。

10月から運行されるまちのコミュニティバス役場中井線ですが、今までの民間バス路線と異なり、週2日、火曜日と金曜日の運行、各2往復となりました。その理由を伺います。

また、車両や人員の手配。それから、予算措置は10月から3月までの半年に当面なろうかと思いますが、どれぐらいの総額になるのか。伺います。

○議長（瀧本正徳君） 町民生活課長。

○町民生活課長（紺野勝利君） まず、なぜ週2回ということかということではありますが、車両の運行のこと。それから、利用者数の見込み等を考慮し、このような運行ということにしたものであります。

それから、運行にかかる費用ですね。おおむねですけれども、大体50万円から60万円ぐらいの見込みと捉えております。

〔「それは半年分で」と言う人あり〕

○町民生活課長（紺野勝利君） そういうことになります。すみません。今回の10月1日から、令和2年度分であります。

○議長（瀧本正徳君） 荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） 輸送人員、お客さんですね。お客さんは半年で何人、あるいは、一年で何人ぐらいを見込んでいるのでしょうか。

また、そのことを含め、この役場中井線の短期的・中期的な経営見通しをどう考えているのか。伺います。

○議長（瀧本正徳君） 町民生活課長。

○町民生活課長（紺野勝利君） 客の見通しということですが、少し前になりますが、中井川口区間の1日4便、それから平日の運行調査をした経緯がありますが、その5日間で大体8人ぐらいというふうに捉えております。

そうすることによって、おおむねの人数が出てくるものと思いますが、一応、そのような見込みと考えております。

経営見通しということですが、今回は廃止されるバス運行の代替という考えで、実施するものであります。できるだけ利用していただけるような料金や運行の時間等を考えて、今回の案としております。収入を全く考えないということではありませんけれども、このバス運行は、それだけではないものと捉えております。

○議長（瀧本正徳君） 荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） 大股地区では、別途買物ツアーを実施しております。そのこととの兼ね合いは、今後どうなっていくのでしょうか。

また、タクシーデマンドなどを含めた総合的な考え方について、伺いたいと思います。

○議長（瀧本正徳君） 町民生活課長。

○町民生活課長（紺野勝利君） 買物ツアーとの関係でありますけれども、特に、買物ツアーと調整をしたということではございませんので、利用する方のほうで上手に利用をしてもらえればと。

また、このバスが運行することによって、福祉協議会で実施しておりますけれども、その買物ツアーのほうも検討していくものと捉えます。

それから、今後の大股地区の公共交通ということですね。ですが、今後は小さな拠点の活動の中でも、一緒になって、今後のことを相談しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

11番、菅野浩正君。

○11番（菅野浩正君） 意見を申し述べさせていただきますが、よろしいですか。

今回のこの今の条例制定をしていただいたわけですが、そういった中で、住田町は様々な、いろんなところがございます。そういった中で、やっぱり将来の交通弱者と言われる方々の足をどのように守っていくかということが、大きな町民の不安、そして、安心・安全ということを考えていけば、これから足を確保策をみんなで考えていかなければならないだろうというふうに思っております。

そういった意味で、これからも、どうぞ、いろいろ住民の中でもいろいろ課題が出されましたが、それらはそれなりに地域でどのように、足の守り方があるのかなというふうを考えております。

いずれにしても、60年以上も走っていた民間のバスがなくなると、これも時代なのかなと。それにやっぱり人口減少が大きいのかかっているなというふうに感じました。

以上であります。

○議長（瀧本正徳君） 意見ということでいいですか。

ほかに。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第15号 住田町コミュニティバスの設置及び運行に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第15号は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（瀧本正徳君） 起立全員であります。

したがって、議案第15号 住田町コミュニティバスの設置及び運行に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第16号

○議長（瀧本正徳君） 日程第2、議案第16号 令和2年度住田町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、菅野享一君。

○企画財政課長（菅野享一君） 議案第16号 令和2年度住田町一般会計補正予算（第7号）について、御説明いたします。

今回の補正予算は、規程の歳入歳出決算の総額に、それぞれ1,700万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を、それぞれ58億4,984万8,000円とするものであります。

それでは、補正後の歳入歳出予算を第1表により、御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は、5ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の2.歳入を御覧ください。

18款繰入金1,700万円の増は、財政調整基金繰入金の増によるものであります。

続きまして、歳出について、御説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は5ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の3.歳出を御覧ください。

7款商工費1,646万円の増は、使って応援住田チケット発行等業務委託料の増によるものであります。

14款予備費54万円の増は、予算調整によるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

2番、荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） 2点伺います。

5ページ、歳入18款、2項、1目基金繰入金プラス補正1,700万円について、伺います。

これは、ひもつきでない虎の子の財政調整基金を、初めてコロナ対策にいい支出したということかと思えます。そのことに対するまちの見解を伺いたいと思えます。

それから、2点目、同歳出7款、1項、2目商工振興費プラス補正1,646万円について、伺います。

すみチケプラスの申込みが予想を上回り、うれしい誤算というか、大成功ということ追加になったということですが、その経緯について、もう少し詳しく伺いたいと思えます。併せて、どのくらいの追加だから、どうだというような補正額の根拠についても伺いたいと思

います。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野享一君） 私からは、1点目の財政調整基金の繰入れに関して、御説明いたします。

今回のコロナ対策という名目ということでございますが、

[発言する人あり]

○企画財政課長（菅野享一君） それでは、私のほうからは、1点目の財政調整基金の繰入れに関してのお答えをいたします。

今回、1,700万円財政調整基金の繰入れを行う予算を提案しているところでございますが、財政調整基金というのは、予想されない事態であったりとか、財源調整ということで使われることが、主でございます。

今回、当初であれば、当初というか、今までであれば、国の交付金などを活用してやっているというところではございますが、その財源については、今回、すでにもう予算化しておりますので、そういった意味で、追加分につきましては、財政調整基金というお金、貯金を繰り入れて使うというような予算措置をしたものでございますし、コロナ対策で交付金だけで全部賄っているわけではございませんので、今までの補正等に関しましても、交付金がまだ決まっていない段階では、財政調整基金を財源としてあてていることもございますし、交付金以上のお金を支出計画しておりますので、その分についても、それが財政調整基金というかですね、ほかの財源もあてて、一般財源ということであてて、予算調整しているということで御理解いただければと思います。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長、横澤則子君。

○農政課長（横澤則子君） 私のほうからは、歳出の予算額の内容と経緯について、答弁をさせていただきます。

新型コロナ対策の第一弾として、飲食店を対象とした食べて応援住田チケット販売の際には、販売することを知らなかったなどの声があったために、第2弾の使って応援住田プラスについては、漏れのないように各世帯に往復はがきを送付し、事前に申込みを受付としたところであります。

販売予定額の8,000セットを、2,600セット以上上回る申込みがあったところであります。その内訳でありますけれども、第一弾のすみチケの際は、初回販売が全世帯の2

7%の購入率でありましたが、今回は全世帯の57%、1,220世帯以上からの申込みがあったところであります。

さらに、町内で働いている町外の方の申込みが300人弱という結果になりました。

また、購入のチケット数についても、町内の方々の平均が7セットほど、町外の方々については6セットほどということで、ほぼ皆さん上限の申込みがあったということで、今回の補正になったものでございます。

町民の皆様がチケットを購入し、地元事業者を応援しようとする姿勢に感謝するとともに、新型コロナウイルスの影響で低迷する地域内経済好循環を推進するため、増えた分のチケットのプレミアム分の経費、チケットの印刷代、商工会の事務手数料も含めて、今回の補正額となったものでございます。

なお、今回のすみチケプラスの経済効果は1億7,000万円ほど、加盟店が、加盟事業者が77事業者ございますので、単純平均すると月平均28万円弱ほどの売上げになる見込みであると捉えております。

また、第一弾の食べて応援住田チケットのいまだ換金されていないチケットが500万円ほどありますので、10月から来年2月までの5か月間に1億1,200万円ほどが消費されると見込んでいるところであります。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） それでは、1点目について、町長に伺いたいと思います。

100年に一度のコロナだから積極的にという意見。国から来た交付金の範囲内で堅実にという意見があります。

また、ほかの要因もあって、この補正はぎりぎりの判断だったのだと推察しております。それでも、この虎の子、財政調整基金を使ってまでやり抜く判断。まちの経済対策への決意について、改めて、町長から伺いたいと思います。

それから、2点目です。

先ほども言われたので、重複するかもしれませんが、販売対象は町民及び町内で働く方々ということです。このチケットの持つ町外の方々を含んだ経済効果について。

また、住田のイメージアップについて、どう評価されているのか。伺いたいと思います。

○議長（瀧本正徳君） 町長、神田謙一君。

○町長（神田謙一君） 1点目の御質問について、お答えをいたします。

財政調整基金を使ってという部分になりますけれども、この新型コロナウイルス感染症という部分捉えた場合に、一つは、長期化すると。これは前にもお話をさせていただいております。そう簡単には収まらないだろうという観点、考え方が基本にあります。

また、予算等々に関して言いますと、一つは、今年国勢調査の年でもあります。我々当町、住田町は、地方交付税に頼っているような性格の自治体でもあります。この地方交付税の在り方、今年度行っている国勢調査の数値が、また基に、一つの基になってきます。

そうした中で、その基準の在り方を国が、今、検討をしているというような情報もございます。基準年をいかに変えるか等を含めて、また、その財源、大きく変化するようであれば、激変緩和的な形も考えなければいけないのかというようなところで、今、検討がなされているようであります。ということは、基本的には、先は地方交付税が減るというような考え方を、一つ考えておかなければいけない。これは、ある意味、5年なり、10年なり、今年も予算要求にはいつてまいりますけれども、そういう傾向に国はあるなということも念頭に置かなければいけない。

ただ、そうした中で、地域経済という部分、今回のすみチケプラスについても、農政課長が答弁したとおり、地域の方々がしっかり自分たちも参加して、地域で経済を支えようという、本当に有り難い、感謝申し上げたい行動として現れてきている。これはやはり一緒になって、地域経済、住民の皆様の考えを尊重させていただいて、一緒にやるべきだということですね、この上回った部分に対応していこうということで、今回、計上させていただいております。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長。

○農政課長（横澤則子君） 私のほうからは、2点目でございます。

町民、町外の方々での働く方々のこのチケットの持つ経済効果やイメージアップについて、どう評価しているのかという部分でございます。

今回のすみチケプラスについては、町外の方にもたくさん申込みをいただいております。今まで町外で消費していたお金を町内で消費していただくという行動に感謝したいというふうに思っております。

また、既に、すみチケプラスの効果は現れておりまして、業者によっては、すみチケ払いで購入してもいいかという申込みが届いているという声も聞かれます。

今回、すみチケプラスのチケットを販売する際には、加盟店の事業者のカタログを併せて

配布をいたします。それぞれの事業者が自分の店のPR、アピールポイントなどを書いたカタログですので、そちらを楽しむということも、今回は皆さんに楽しんでいただければと思いますし、今まで知らなかったお店に足を運んでいただく機会が、また増えていただくといいかなというふうに、こちらとしては捉えているところであります。

先ほど、町長も答弁していただきましたけれども、やはり地域の中で、事業者と町民が一体となって、この難局を乗り切るんだということが形になる経済効果になるのではないかなと期待しているところであります。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） では、2点目についてだけ、3回目の質問いたします。

今回は、取扱店舗が、今、言われたように広範な業種に及ぶので、どこをとということでは、実際にはありませんけれども、また、そういうことも言わないほうがいいわけですが、秋冬に向けて、並行してからあげプロジェクトも実施されます。連携への期待とまちとしての見解を伺いたいと思います。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長。

○農政課長（横澤則子君） からあげプロジェクトにつきましては、第一弾を6月1日から7月31日に実施しました。ちょうどすみチケと同じ時期のプロジェクトということで、5万5,000食の売上げがあったと報告を受けております。そのうち、町内の方が55%ほど、約3万食以上ということになります。その55%の町内の方のほとんどが、すみチケを利用して、からあげプロジェクトに参加していただいたという報告を受けてございます。

前回のすみチケは、飲食店を対象としたものでしたので、3店舗ほどプロジェクトの中では加盟店に加入できない状況がありましたけれども、今回は、全部の事業所が加盟店に参加しておりますので、前回以上の効果が出るのではないかなというふうに期待をしているところであります。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） ほかに、5番、佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 質問ではありませんが、ただいまの2番議員の発言で、適正を欠ける発言があったということで、議長に再考をお願いしたいんですが、一つは、歳入のところ

でひもつきの虎の子の予算という発言がありました。

あとは、歳出の部分で、思いのほか利用者がという発言がありました。今回のこのコロナ

禍の中で、国、国民挙げて、困難さを乗り切るために予算を施行し、それを地方自治体として住民福祉のために有効に運用しようとする矢先に、極めて不適切な発言であったと思います。

2番議員から訂正の発言がなかったものですから、私のほうから議長へ議事録を作るに当たって、再考をお願いいたします。

○議長（瀧本正徳君） 2番議員の見解、伺ってよろしいですか。

○2番（荻原 勝君） 不適切な言葉を用いてしまいまして、大変申し訳ありませんでした。何ていうんですか。悪意を持って何かをやめるとか、そういうことで申し上げたのではなかったのですが、本当に経験不足といいますか。そういうものが出てしまったということで反省しております。訂正を、私のほうからもお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） それでは、今、話されたとおりの訂正をするというふうにしたいと思います。よろしく申し上げます。

ほかに、6番、村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 今回のその追加の部分のすみチケプラスについてでございます。一弾のすみチケ、それから2弾目のすみチケプラス、3弾目にプラスアップ事業と、協力事業、事業協力金ということで、鋭意、段階的を踏んでいただいて、取り組んでいただくことに、まず、感謝を申し上げたいと思います。

そこで、私は、上有住出身の議員なものですから、上有住の地元の方々の声として、今回、すみチケとは違って、幅広い小売店とか、お店で使えるということで、前回のすみチケの引換券の場所が上有住集会センターがあったのですが、今回、その上有住集会センターが入っていないということで、大変残念に言われていて、どうして、今回含まれなかったかというのを、ぜひ聞いてくれというふうに話を受けているものですから、まず、お尋ねいたします。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長。

○農政課長（横澤則子君） すみません。答弁の前に、先ほどの荻原議員の答弁で、訂正がございます。

からあげプロジェクトの食数ですけれども、先ほど5万5,000食と言ったんですけれども、5,000食の誤りでございます。訂正をして、おわび申し上げます。

今の質問の答弁でございますけれども、上有住地区について、今回なぜ販売所を設けなかったのかという点でございますが、コロナ対策をしなければならない環境下にあつて、3密

を避ける体制づくりが、今回、上有住地区は難しかったということでもあります。

一つは、上有住地区公民館が改修工事中であるということで、使用ができないということの代替地に3密を回避して、安全に販売する環境が整う場所が選定できなかったということが理由であります。

ただ、その代替といっではなんでございますが、今回は、はがきで既に何日のどこの会場に購入に来てくださいというはがきを、それぞれの世帯に戻しておりますので、本人ではなくても、そのはがきを家族や、あるいは親戚などに頼んで販売所に向かっていただくということが可能になりますので、そのように回りの方と連携をしながら対応をしていただきますよう、御協力をお願いしたいというふうに思います。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 分かりました。今、上有住公民館が改築中ということで、3密を避ける、ちょっと体制が取れなかったということが分かりました。地域の方々に、こういう事情があったということを説明いたします。

それで、来年の3月には、上有住地区公民館も新築になって完成しますので、そのときには、多分3密回避ということができるとお思いますので、次回以降につきましては、ぜひ、上有住のほうでも、場所でも、引換え場所を、選定をしていただきたいと思います。希望をしておきます。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませぬか。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第16号 令和2年度住田町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

議案第16号は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（瀧本正徳君） 起立全員であります。

したがって、議案第16号 令和2年度住田町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時33分

○議長（瀧本正徳君） 再開します。

◎日程第3、日程第4 議案第12号、議案第13号

○議長（瀧本正徳君） 日程第3、議案第12号、日程第4、議案第13号の住田町固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてを、一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（松田英明君） [事務局長朗読]

○議長（瀧本正徳君） 提案者の説明を求めます。

町長、神田謙一君。

○町長（神田謙一君） 議案第12号及び第13号 住田町固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてを、一括して御説明申し上げます。

本町の固定資産評価審査委員会につきましては、現在3名の委員により組織されているところではありますが、令和2年10月12日をもって、2名の委員が任期満了となりますことから、その後任について地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

初めに、議案第12号は、千葉和三委員の任期満了に伴うものでありますが、再度、千葉氏の選任をお願いするものでございます。

千葉氏につきましては、世田米字松ヶ平にお住まいになられ、現在66歳でございます。住田町役場を退職した後、平成23年4月、合資会社住田交運に入社し、現在、株式会社住

田交運の代表取締役を務められていらっしゃいます。

なお、固定資産評価審査委員会の委員には、平成26年10月から就任いただき、その職務に当たっていただいているところでございます。

次に、議案第13号でございますが、小野ちか子委員の任期満了に伴うものでありますが、再度、小野氏の選任をお願いするものでございます。

小野氏につきましては、上有住字恵蘇にお住まいになられ、現在70歳でございます。住田町社会福祉協議会において、高齢者福祉の現場に長年従事し、現在は通所介護事業所ともに勤務されていらっしゃいます。

なお、固定資産評価審査委員会の委員には、平成29年10月から就任いただき、その職務に当たっていただいているところであります。

御提案申し上げましたとおり、お二方とも経歴、人物、識見とも申し分なく、本町の固定資産評価審査委員会の委員として適任の方でございますので、その選任について議員各位の同意を賜りますよう、お願いするものであります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

人事案件は、先例により討論を省略する例となっておりますので、討論を省略します。

これから、議案第12号 住田町固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてを採決します。

議案第12号は原案のとおり同意することに、賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（瀧本正徳君） 起立全員であります。

したがって、議案第12号 住田町固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

これから、議案第13号 住田町固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてを採決します。

議案第13号は原案のとおり同意することに、賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（瀧本正徳君） 起立全員であります。

したがって、議案第13号 住田町固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時40分

○議長（瀧本正徳君） 再開します。

◎日程第5 議案第14号

○議長（瀧本正徳君） 日程第5、議案第14号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（松田英明君） [事務局長朗読]

○議長（瀧本正徳君） 提案者の説明を求めます。

町長、神田謙一君。

○町長（神田謙一君） 議案第14号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを、御説明申し上げます。

提案いたしましたのは、教育委員の任命でございます。

令和2年9月30日をもって、畠山優子教育委員の任期が満了となるものでありますが、再度、畠山氏の選任をお願いするものでございます。

畠山氏につきましては、世田米字川向にお住まいになられ、現在56歳でございます。長年自営業に従事される傍ら、御家庭におかれましては、3人のお子様の保護者として積極的にPTA活動に参加されており、特にも本年度は世田米小学校PTA副会長として教育環境の整備に御尽力されていらっしゃると思います。

また、平成29年3月からは住田町教育委員として、教育行政全般にわたり御提言をいた

だいているところであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、教育委員の任命に当たっては、年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮することとされております。

畠山氏におかれましては、PTA会員あるいは女性としての立場から、本町の教育行政に対しまして、御提言をいただけるものと期待をしているところでございますので、任命に当たり、議員各位の同意を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

人事案件は、先例により討論を省略する例となっておりますので、討論を省略します。

これから、議案第14号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

議案第14号は原案のとおり同意することに、賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（瀧本正徳君） 起立全員であります。

したがって、議案第14号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時45分

○議長（瀧本正徳君） 再開します。

◎日程第6～日程第8 諮問第1号～諮問第3号

○議長（瀧本正徳君） 日程第6、諮問第1号から日程第8、諮問第3号の人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてを、一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（松田英明君） [事務局長朗読]

○議長（瀧本正徳君） 提案者の説明を求めます。

町長、神田謙一君。

○町長（神田謙一君） 諮問第1号から第3号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてを、一括して御説明いたします。

人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市町村議会の意見をいただいた上で法務大臣に推薦することとなっているものでございます。

現在、町内には4名の人権擁護委員がいらっしゃいますが、令和2年12月31日をもって、3名が任期満了となりますので、その後任の推薦について議会の御意見を伺うものでございます。

初めに、諮問第1号は、澤田幸枝委員の任期満了に伴うものでありますが、再度、澤田氏を推薦しようとするものであります。

澤田氏につきましては、上有住字西野にお住まいになられ、現在70歳でございます。昭和47年、住田町農業協同組合に採用され、合併を経て大船渡市農業協同組合を、平成21年に定年退職されました。人権擁護委員には、平成27年1月から就任いただき、その職務に当たっていただいているところでございます。

次に、諮問第2号は、現在、委員を務めていただいております瀧本正徳委員が、本任期をもって退任される意向であります。

瀧本委員におかれましては、平成21年から4期12年にわたり、本町の人権擁護活動に御尽力いただいたところであり、ここに改めまして敬意と感謝を申し上げる次第であります。

つきましては、後任の委員といたしまして、遠藤哲弥氏を推薦しようとするものであります。

遠藤氏につきましては、世田米字下大股にお住まいになられ、現在61歳でございます。住田町森林組合を退職した後、平成9年からは大股郵便局長として住民サービスの向上に寄与され、現在は、樹木医として活動されていらっしゃいます。

また、令和2年からは陸前高田市文化財保護委員の任に当たり、歴史や文化財に造詣が深い方です。

次に、諮問第3号でございますが、現在、委員を務めていただいております佐々木照美委員が、本任期をもって退任される意向であります。

佐々木委員におかれましては、平成30年から1期3年にわたり、本町の人権擁護活動に御尽力いただいたところであり、ここに改めて、敬意と感謝を申し上げる次第であります。

つきましては、後任の委員といたしまして、高橋聖子氏を推薦しようとするものであります。

高橋氏につきましては、下有住字十文字にお住まいになられ、現在60歳でございます。昭和57年、岩手県公立学校教員に採用され、養護教諭として有住小学校などに勤務し、令和2年に定年退職されました。地域活動においては、令和元年4月より住田町夫人消防協力隊下有住地区副隊長として活動いただいているところであります。

御提案申し上げましたお三方とも経歴、人物、識見とも申し分なく、人権擁護委員として適任の方でございますので、その推薦について議員各位の賛成を賜りますよう、お願いを申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

人事案件は、先例により討論を省略する例となっておりますので、討論を省略します。

これから、諮問第1号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてを採決します。

澤田幸枝さんを、人権擁護委員として推薦することについて、適任と認める方は起立願います。

[起立全員]

○議長（瀧本正徳君） 起立全員であります。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについては、澤田幸枝さんを人権擁護委員として推薦することについて、適任と認めることに決定しました。

これから、諮問第2号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてを採決します。

遠藤哲弥さんを、人権擁護委員として推薦することについて、適任と認める方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（瀧本正徳君） 起立全員であります。

したがって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについては、遠藤哲弥さんを人権擁護委員として推薦することについて、適任と認めることに決定しました。

諮問第3号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてを採決します。

高橋聖子さんを、人権擁護委員として推薦することについて、適任と認める方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（瀧本正徳君） 起立全員であります。

したがって、諮問第3号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについては、高橋聖子さんを人権擁護委員として推薦することについて、適任と認めることに決定しました。

◎日程第9～日程第14 認定第1号～認定第6号

○議長（瀧本正徳君） 日程第9、認定第1号 令和元年度住田町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第10、認定第2号 令和元年度住田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第11、認定第3号 令和元年度住田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第12、認定第4号 令和元年度住田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第13、認定第5号 令和元年度住田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第14、認定第6号 令和元年度住田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを、一括議題とします。

決算審査特別委員会委員長から、審査報告書が提出されています。

職員に朗読させます。

○議会事務局長（松田英明君） 〔事務局長朗読〕

○議長（瀧本正徳君） 委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、佐々木信一君。

○決算審査特別委員会委員長（佐々木信一君） 令和2年9月9日、本委員会に付託された令和元年度住田町各会計歳入歳出決算の審査の経緯と経過について、御報告申し上げます。

本委員会は、9月9日の本会議で設置され、委員長に、私、佐々木信一、副委員長に、阿部祐一君が選出されました。

審査年月日は、審査結果については、ただいま事務局長が朗読したとおりであります。

令和元年度町人口ビジョン総合戦略総合計画の最終年度に当たります。決算審査は、予算が議決した趣旨と目的に沿い、適切、効果的に執行されたか。どのように行政効果が発揮できたか。町民福祉が図られたかの観点から審査を行いました。

人口減少が続く中、森林林業日本一を目指したまちづくりにふさわしい役場庁舎と大船渡消防署住田分署を核に、木材の積極的な利用や森林林業の重要性などを全国的に、継続的に発信するとともに、衣・食・住の充実を掲げ、訪問介護ステーションの開設、空家の有効活用による移住定住の促進、地域創造学、住田高校自学自習支援事業による特色ある教育の推進、耐震性貯水槽、消防団車両及び住田分署救急車の導入整備、昭和橋架け替え事業の推進など、住田の将来を見据えた政策を評価するものであります。

当町の財政状況は、財政健全化判断比率が示すとおり、実質公債比率が8.6%、早期健全化基準の25%を大きく下回っています。将来負担比率は、いずれも生じておらず健全な財政を維持している。地方交付税などの依存財源率は依然と高く、財源基盤の脆弱性は否めない状況である。

令和2年度以降においては、上有住地区公民館の新築事業、昭和橋架け替え事業、町営住宅建設事業などが計画されています。特養すみた荘、住田消防署にかかる起債償還が始まることから、適切な財源計画と財政運営に努めていただきたい。

次に、一般会計における収入未済額総額は3億1,719万円で、前年度より1,132万円の増となっている。この中で、町有林立木未払いが2億円余りと大きな比率となっており、大きな町政課題となっております。

町民税、固定資産税などの収入未済額が増加している中、収入未済の事前防止に全庁的に取組を行っていただきたい。

監査委員の総評にもありますが、木工2事業体に対する総額10億円超の債権が未収となっておりますが、木工2事業体は、事業継続を断念し、7月31日付で盛岡地方裁判所一関支部に破産を申請、受理され、8月14日付で破産手続の開始が決定されました。まちの債権は、今後、法的破産手続などの中で処理されることとなります。

3日間の決算審査では、一般会計、特別会計、歳入歳出全般に多くの質疑、意見が出される中、慎重に多岐にわたり審査を行いました。

審査の結果、各会計の認定については、9月16日、反対討論、賛成討論後、採決を行い、一般会計は賛成多数で、5特別会計は賛成全員で、令和元年度住田町一般会計歳入歳出決算の認定に当たり、いずれの会計についても認定することに決定しました。

なお、委員から認定第1号 令和元年度住田町一般会計歳入歳出に対し、附帯決議の動議があり、議論が行われ賛成多数で可決されました。

この審査によって行われた質疑や提言は、次年度以降の予算編成や執行に生かされ、町民生活の向上につながることを期待するものであります。

審査に当たられました委員並びに当局の皆様に感謝申し上げ、決算審査特別委員会の委員長報告といたします。

○議長（瀧本正徳君） 議長を除く全員をもって構成する特別委員会の報告については、質疑を行わない先例となっておりますので、質疑は省略します。

ここで、暫時休憩します。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（瀧本正徳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから一括して討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

8番、林崎幸正君。

○8番（林崎幸正君） 8番、林崎幸正であります。

令和元年度一般会計決算に対し、反対の立場から討論をさせていただきます。

神田町政が発足してから3年1か月経過をいたしました。令和元年度は訪問看護ステーションすみちゃんの開設、地域交付金による5地区での小さな拠点づくり、空家の有効活用による移住定住促進、地域創造学や住田高校学習支援事業による特色のある教育と、住田高校の魅力づくり、昭和橋架け替え事業の推進、簡易水道未整備地域への飲料施設整備補助金、プレミアム商品券事業による消費税率引上げ影響緩和策など、意欲のある初期の事業が計画的に達成されたことは、大いに評価するものです。

決算審査の経過から学んだことは、一つの事業を担当課だけではなく、関連する課で複眼

的に見ると、様々な関連する事業の可能性が出てくるということでした。連携と共有の観点で、今後も活発な事業展開がなされることを期待いたします。

さて、反対する主な理由は、4項目ございます。

一つ目は、まちの貸手責任は重いということでございます。三陸木材とさんりくランバーに対する未収金、債権総額は約11億2,763万円で、内容は以下のとおりであります。

一つ目は、農林振興資金貸付金約7億6,800万円。二つ目は、加工施設資金貸付料約6,679万円。三つ目は、町有林原木代金、町有林原木目代約2億2,584万円、四つ目は、貸付金にかかる利息違約金6,700万円、まちが主体的に長く携わり、多くの関わりを持った2事業体の破産は、誠に遺憾であります。

いずれ、現在、破産整理中であるが、多額の追加集金の発生が予想され、借手責任は元より、貸手責任を重く受け止めなければなりません。

二つ目は、まちが住民説明会で行った説明内容は、全てほごにされたことであります。

平成28年11月、町内5地区公民館で、多田前町長が行った三木及びランバーの経営状況の説明では、町融資金7億9,000万円の返済は、平成30年度2,000万円、平成31年度からは3,000万円強の返済が可能とのことであった。それから、8か月後の平成29年7月下旬には、回収できないとの理由で再び木工2事業体へ調停申立てにかかる住民説明会を開催、貸手である町側から債務者へ調停を申し込むという、前例のない手段の内容でした。

逆調停の申立ては、町債権約11億円近い金額の実質棒引き協議であり、町民福祉、町民利益の大きな損失となること。町民を偽ったことであり、到底納得できるものではありません。

三つ目は、町有林原木未収金、約2億2,584万円に、なぜ連帯保証人や物的担保を取らなかったか。原木未収金は、最初の町融資金が始まった平成19年度から4,350万円、平成20年度5,289万円と、平成27年度まで毎年累積してできた結果のものであります。町民の共有財産である立木を何ら担保も取らずに供給し続け、未収金を雪だるま式に増やした町の責任は重い。

最後に、四つ目でございますが、明朗な会計処理に向き合わなかったまちであります。

今回の木工2事業体が破産の前に、2事業体とまちから、それぞれ公認会計士を依頼し、両事業体の財務分析をしました。この中で指摘されたのが、事業体に不明瞭な会計処理があったという指摘です。このことこそが、町未収金約11億2,763万円に上ることの発端

であります。まちがこの件に対し、真剣に向き合わなかったことが、今日の大きな事案に発展したものであります。借りたものは返す。これは社会規範の基本です。木工事業体は、まちを代表する企業であり、畜産業とともに町内経済を牽引する両輪であります。誰しもが強く、その再起を願うものであり、その事業を継承し、雇用を守っていただけたければプレカトに敬意を表したいと思えます。

今回の令和元年度決算審査では、議員から町税や使用料等の滞納や徴収に対し、厳しい議論が交わされました。木工2事業体の総未収金は、約11億2,763万円、これは1年間の町税5億3,000万円の2年分に当たります。個人や小企業からは容赦なく税金を取るのに、木工2事業体には甘いという町民の声、感情は真つ当なことと真剣に受け止めます。

議決機関である議会議員の責任もろしかり、多田前町長や現町政執行者の貸手責任が放置され、町民に対し、明確な行政責任の謝罪がないまま現在に至っていることに留意をし、反対をするものであります。

委員諸氏の心のぶれない良識と見識のある賛同を賜りますよう、お願いをして反対討論いたします。

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番、佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 5番、佐々木春一であります。

令和元年度住田町一般会計歳入歳出決算並びに、各特別会計決算の認定について、賛成の立場で討論を行います。

令和元年度は、町人口ビジョン総合戦略総合計画の最終年度となり、初期5か年計画における仕上げの時期となりました。町長の年度当初施政方針演説では、多様化する町民ニーズや本町を取り巻く時世の変化に、速やかに対応することの重要性が一層増す中で、町長自らトップセールスを積極的に展開し、未来を生きる世代に自信を持って託すことができるまちをつくっていくとしておりました。

決算審査の経過から学んだことは、自治体は住民生活の最前線の守り手として、地域の実情に即して、迅速な予算措置と対策を進めなければなりません。地域の安全確保、地域経済の維持・発展及び住民生活の共通基盤の維持・整備のために、その最前線の公共部門である自治体の強化とそのための地方自治の拡充が不可欠であります。

そういう視点から賛成する第一の理由は、住民生活を守るための優先順位を明確にした計画を進めたことでもあります。その一つは、医療支援が少なくても、町民の皆様が安心してい

くための保健、医療、福祉、介護の関係機関が連携し、訪問看護ステーションすみちゃんを開設したこと。

二つは、新たに新生児聴覚検査と産婦健診への助成を開始。高校生までの医療費無償化による経済的負担軽減など、子育て支援をさらに充実したことであります。

三つは、町民の住生活の安定確保と質の向上を図るため、住宅リフォームや住宅建築等の補助制度を継続するとともに、移住定住の住まいの確保を図ったことであります。

賛成する第2の理由は、画一的な国の行政施策をそのまま執行するのではなく、住民参加による地域に合った事業やサービスに取り組んだことであります。その一つは、新教科地域創造学に取り組むとともに、住田高校への教育コーディネーター及び自学自習の支援による魅力づくりや、小・中学校の普通教室、保健室等への空調設備設置など、教育環境の整備を進めたこと。

二つは、まちが有する地域資源を有効活用しながら、町内産食材の活用や木いくプロジェクト、構築連携を目指した子実トウモロコシの作付実証実験を実施したこと。

三つは、新たな企業者7件や、地元企業の人材確保に対する支援など、地域資源に基づいた仕事の創出に取り組んだことであります。

なお、本町の長年の重要課題でありました木工団地2事業体、さんりくランバーへの農林業振興資金貸付金の元利償還金及び町有林の立木売払代金の対応については、課題解決の方向を見いだすために、元年度は神田町長を先頭に、対策チームの設置、公認会計士による財務事業調査による事業体理事者らとの話し合いを進めてきましたが、糸口となる経営計画、返済計画の実行可能性が見いだせず、2事業体は事業継続を断念し、7月31日付で破産を申請し受理され、8月14日付で破産手続の開始決定がなされたことは、これまでの関係者の努力を考えると、残念でなりません。

今後は、法的破産手続等の中で処理されることとなりますが、事業の継続と雇用の確保に御尽力いただいたけせんプレカット事業協同組合の英断に敬意を表するとともに、2事業体の破産の影響が本町の行財政運営に最小限に抑えられるよう、努められることを望みます。

本町のような小規模自治体は、住民福祉、保健、医療、教育など、住民生活を守る事業、サービスを優先しながら、住民自治に根差した優位性を発揮する取組が大切です。

新型コロナ禍の中、人口減少に対応したまちづくり、地域づくりは人中心のものでなければなりません。地域の人材、資源、技術を生かした内発的な取組が大切であることを申し述べ、賛成の討論とします。

議員諸氏の御賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上であります。

○議長（瀧本正徳君） 次に、議案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） これで、討論を終わります。

これから、認定第1号 令和元年度住田町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに、賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、認定第1号 令和元年度住田町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第2号 令和元年度住田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員の報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに、賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、認定第2号 令和元年度住田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第3号 令和元年度住田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員の報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに、賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（瀧本正徳君） 起立全員であります。

したがって、認定第3号 令和元年度住田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に

については、原案のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第4号 令和元年度住田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員の報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに、賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（瀧本正徳君） 起立全員であります。

したがって、認定第4号 令和元年度住田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第5号 令和元年度住田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員の報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに、賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（瀧本正徳君） 起立全員であります。

したがって、認定第5号 令和元年度住田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第6号 令和元年度住田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員の報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに、賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（瀧本正徳君） 起立全員であります。

したがって、認定第6号 令和元年度住田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

◎日程第15 発議第1号

○議長（瀧本正徳君） 日程第15、発議第1号 認定第1号 令和元年度住田町一般会計歳

入歳出決算の認定についてに対する附帯決議についてを議題とします。

決算審査特別委員会委員長より、発議案が提出されております。

職員に朗読させます。

○**議会事務局長（松田英明君）**〔事務局長朗読〕

○**議長（瀧本正徳君）** 決算審査特別委員会委員長の趣旨説明を求めます。

決算審査特別委員会委員長、佐々木信一君。

○**決算審査特別委員会委員長（佐々木信一君）** 認定第1号 令和元年度住田町一般会計歳入歳出決算の認定についてに対する附帯決議、本町の重要課題とされてきた三陸木材高次加工協同組合と協同組合さんりくランバーに対して融資した農林業振興資金貸付金の元金、償還金及び町有林立木売払代金の未収金は、2事業体が事業継続を断念し、7月31日付で盛岡地方裁判所一関支部に破産の申立てを行い受理され、8月14日付で破産手続の開始が決定がされたことから、監査委員の令和元年度住田町歳入歳出決算の審査意見においても、本県に対し、指摘されることとなった。

2事業体に対するまちの債権については、今後、法的破産手続などの中で処理されることとなるが、本決算の審査を通して、債権回収は大変厳しい状況となったことが明らかになった。

については、下記のこと十分に留意し、適切な処置を講じるよう強く求める。

記

1. 2事業体の破産の影響が本町の行財政運営において、最小限に終えるよう努めること。今後の法的手続の状況等についても議会に報告すること。

2. 町民に対し、これまでの経緯や今後の対応について十分な説明を行うこと。

3. 基金の運用や貸付けについては、適切な債権管理に努めるとともに、事業計画や資金計画などを十分に精査し、同様な事態を発生しないよう、慎重に取り組むこと。

4. 町有林は、本町における自主財源の貴重な町有財産であることから、適切な立木売払いに努めること。

5. 森林林業のまちの根幹をなす事業の継続と雇用の確保に努めること。

以上、決議する。

令和2年9月18日 住田町議会。

以上、御提案申し上げますので、議員各位の御賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。

○**議長（瀧本正徳君）** これから、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、発議第1号 認定第1号 令和元年度住田町一般会計歳入歳出決算の認定についてに対する附帯決議についてを採決します。

お諮りします。

発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、発議第1号 認定第1号 令和元年度住田町一般会計歳入歳出決算の認定についてに対する附帯決議については、原案のとおり可決されました。

ただいま発議第1号 認定第1号 令和元年度住田町一般会計歳入歳出決算の認定についてに対する附帯決議についてが可決されました。

町長より、発言があれば許します。

町長、神田謙一君。

○町長（神田謙一君） 附帯決議に関しましては、真摯に受け止め、趣旨を尊重するよう努めてまいります。

以上です。

◎日程第16 閉会中の継続審査申出 請願第2号

○議長（瀧本正徳君） 日程第16、閉会中の継続審査申出、請願第2号 緊急経済対策に消費税5%への引き下げを求める意見書の提出を求める請願を議題とします。

総務常任委員長より、目下委員会において審査中の事件について、住田町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査申出があります。

お諮りします。

委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号 緊急経済対策に消費税率5%への引き下げを求める意見書の提出を求める請願は、委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第17 請願審査報告 請願第3号

○議長（瀧本正徳君） 日程第17、請願審査報告、請願第3号 安全・安心でゆきとどいた教育実現につながる少人数学級の実現を求める請願を議題とします。

総務教民常任委員長から審査報告書が提出されています。

職員に朗読させます。

○議会事務局長（松田英明君） 〔事務局長朗読〕

○議長（瀧本正徳君） 委員長の報告を求めます。

総務教民常任委員長、佐々木春一君。

○総務教民常任委員長（佐々木春一君） 請願第3号 安全・安心でゆきとどいた教育実現につながる少人数学級の実現を求める請願審査報告。

令和2年9月8日、第9回住田町議会定例会において、当総務教民常任委員会に付託された請願第3号 安全・安心でゆきとどいた教育実現につながる少人数学級の実現を求める請願について、審査の経過と結果を御報告いたします。

この請願については、令和2年9月9日、当委員会を開催し、委員全員の出席の下、審査をし、採択すべきものと決定いたしました。

請願者は、盛岡市本町通1-10-35

少人数学級を実現する岩手の会、会長 田代高章であります。

紹介議員は、阿部祐一議員、水野正勝議員であります。

本請願が求めている内容は、安全・安心でゆきとどいた教育実現につながる少人数学級を速やかに実現することを求める意見書を、国へ提出されたいというものであります。

9月9日に、当委員会で採択すべきとの意見が、委員全員であったことから、当委員会の審査結果を採択にすべきものと決定いたしました。

以上、本委員会の審査について御報告申し上げましたが、委員会の意図するところを御理解いただき、各議員の賛同を賜りますよう、お願い申し上げまして、委員長報告といたします。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、請願第3号 安全・安心でゆきとどいた教育実現につながる少人数学級の実現を求める請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は、委員長の報告のとおり、採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（瀧本正徳君） 起立全員であります。

したがって、請願第3号 安全・安心でゆきとどいた教育実現につながる少人数学級の実現を求める請願は、委員長の報告のとおり採択することに可決しました。

◎日程第18 発議第2号

○議長（瀧本正徳君） 日程第18、発議第2号 少人数学級の実現を求める意見書を議題と

します。

職員に発議案を朗読させます。

○議会議務局長（松田英明君）〔事務局長朗読〕

○議長（瀧本正徳君） 提出者の趣旨説明を求めます。

佐々木春一君。

〔5番 佐々木春一君登壇〕

○5番（佐々木春一君） 発議第2号 少人数学級の実現を求める意見書について、発議案の朗読をもって、趣旨説明といたします。

コロナ禍の中で、子供も学校も多くの不安と心配を抱えている。今、新型コロナウイルス感染防止対策で、学校教育の現場でも身体的距離の確保が必要である。

しかし、40人学級の教室では、子供たちの身体的距離が取れず、密集状態となっている。これを避けるためには、少人数学級にする必要がある。元々学校は一人一人の子供とじっくり向き合い、悩みに耳を傾け、個別の指導をすることが大切であり、現場からは40人学級でなく、少人数学級実現の要望が強く出されている。

日本教育学会は、以前から20人前後の少人数学級が望ましいという見解を示していたが、コロナ禍で十分な教育を保障するために、教員を10万人増やすことと。抜本的に教育予算の増額を提案している。

7月3日には、全国知事会、全国市長会、全国町村会は、連盟で政府に少人数編制を可能とする教員の確保を要望している。

また、7月17日に閣議決定された骨太方針2020でも少人数によるきめ細かな指導体制の計画的整備の検討を提起している。

来年度予算編成に当たって、少人数学級に踏み出す予算措置を実現することが、教育関係者の強い要望になっている。

こうした状況を踏まえて、下記の措置を講じられるよう、強く要請する。

記

1. 安全・安心でゆきとどいた教育実現につながる少人数学級を速やかに実現するため、必要な措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和2年9月18日 岩手県住田町議会議長 瀧本正徳。

意見書を提出する機関は、内閣総理大臣 菅義偉様ほか関係機関であります。

以上、御提案申し上げますので、議員各位の御賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、発議第2号 少人数学級の実現を求める意見書を採決します。

発議第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（瀧本正徳君） 起立全員であります。

したがって、発議第2号 少人数学級の実現を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 発議第3号

○議長（瀧本正徳君） 日程第19、発議第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を議題とします。

職員に発議案を朗読させます。

○議会事務局長（松田英明君） 〔事務局長朗読〕

○議長（瀧本正徳君） 提出者の趣旨説明を求めます。

村上 薫君。

〔6番 村上 薫君登壇〕

○6番（村上 薫君） 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し

地方税財源の確保を求める意見書について、発議案の朗読をもって趣旨説明といたします。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的、社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税、地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっております。

地方自治体は、福祉、医療、教育、子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など、喫緊の財政需要への対応を初め、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想されます。

よって、国におきましては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望をいたします。

記

1. 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保、充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2. 地方交付税については、引き続き、財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3. 令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されます。このことから、万全の減収補填措置を講ずるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4. 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税、地方税の政策税制については、積極的な整理、合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性、緊急性等を厳格に判断すること。

5. 特に、固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋償却資産を含め、断じて行わないこと。

また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来、国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年9月18日 岩手県住田町議会議長 瀧本正徳。

意見書を提出する機関は、内閣総理大臣 菅義偉様ほか関係機関であります。

以上、御提案申し上げますので、議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、発議第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を採決します。

発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（瀧本正徳君） 起立全員であります。

したがって、発議第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（瀧本正徳君） これで、本日の日程は全部終了しました。

第9回住田町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 0時03分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員